

空き家のリフォームに 補助金が使えます

瀬戸内市では、移住支援の一環として、空き家バンクに登録された空き家や、IJU コンシェルジュ*が担当する業務地域内の空き家を購入または借り受けた移住者の方に、空き家の改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

※瀬戸内市へ移住を希望される方に対して、生活に関する情報提供やアドバイス、地域の紹介や案内など様々な移住支援を行う個人や団体

補助額上限

50万円

- 外壁・屋根・雨どい
- 断熱材
- 窓・サッシの交換
- 耐雪・耐震改修

- 仏壇・家財道具の撤去処分
- 換気設備の設置・交換
- インターネット環境設備

- 下水道の接続
- 柱・梁・床・壁
- 内装等の補修

- キッチン・トイレ・浴室の補修
- 給排水管設備
- 給湯設備

- 電気配線
- ガス配線
- 内装全般
(壁紙を含む)

上記内容は補助対象の一例です。
内容により対象外となる場合があります。

対象物件

瀬戸内市空き家バンクの登録物件または、IJUコンシェルジュの業務地域内(※)の建築物で、現に使用していないもの(近く使用しなくなるものも含む)

※ IJUコンシェルジュ業務地域一覧

牛窓地域	牛窓町牛窓・鹿忍・長浜
邑久町裳掛地区	邑久町福谷・虫明
邑久町本庄地区	邑久町本庄・上山田・下山田

補助対象者

- 購入または借り受けた空き家を改修工事等完了の日(改修工事等完了後に住所変更をした場合は、その住所を有した日)から3年以上住所を置く意思のある移住者
- 転勤・婚姻または、進学による転入者でないこと
- 市税等を滞納していない方
- 2親等以内の親族が所有する空き家に居住する者でないこと
- 対象者の世帯全員が市税等を滞納していないこと
- 暴力団等でないこと
- 過去にこの補助金の交付を受けていない者であること

対象経費

- 基礎、躯体、内装、サッシ、断熱材、屋根及び外壁等の建物本体の改修工事等
- 電気、ガス及び水道設備等の改修工事等
- 台所、トイレ、浴室及び給湯器等住宅設備の改修工事等
- 冷暖房設備、ガスまたはIHコンロ等の調理機器及び照明器具のうち、建物と一体となるものの購入設置(容易に取り外しできるものの購入は対象外とするが、設置工事は対象とする。)
- 下水道接続工事または合併浄化槽の設置工事
- 耐震化のための改修・補強工事
- 家財道具、仏壇等の撤去処分及び撤去に伴う清掃
- インターネット環境整備工事(ルーター、端末機器等の備品費は対象外とする。)
- 母屋の改修に付随した一部の住居以外の構造物の修繕工事

対象経費に含まれない修繕の例

- 電化製品の購入
- 簡易取り付け式の照明器具
- 外構(庭木・ブロック塀・柵等)
- 入居者の趣味趣向による修繕(例:檜風呂)

補助金額

補助対象経費の3分の1(上限50万円) ※千円未満の端数は切り捨て

Schedule

申請から交付までのながれ

交付申請



交付決定



事業の着手・完了



実績報告



補助金額の確定



補助金交付

申請に関する情報は、市ホームページよりご確認ください。



応募に関する留意事項

- ・予算に限りがありますので、工事等着工前に必ずご相談ください。
- ・実績報告書は、補助金の決定があった日の属する年度の2月末日までに提出してください。
- ・市内の事業者又は補助対象者自らが行う改修工事等が対象となります。(補助対象者が行う改修工事等については、材料費のみ対象。)
- ・国、県又は市の他の補助制度の適用を受けていない改修工事が対象となります。